

【賛成多数（一部反対）で可決・認定・異議なしとされた議案等】

議案番号	議案名	概要	反対議員
議案第90号	津市子ども・子育て会議条例の制定について	子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法及び地方自治法の規定に基づき、津市子ども・子育て会議を設置し、所掌事務、委員の任期等、必要な事項を定める条例の制定	岡村 武、伊藤康雄
	《反対討論 岡村 武議員》国の要請とはいえ、基となる法律があることから条例をつくるという理由が見当たらない。新たに制定するという事は、何か不足していたから補わなければならない、ということである。国の条例制定の意図は、待機児童がたくさんいる都会の話であり、待機児童解消の言い訳として条例を制定し、会議を行い頑張っているという国の言い訳になりかねない。いたずらに形だけで中身もない条例を安易に制定しようとする最近の傾向は、本市だけではなく、国の傾向も同じである。委員会や審議会を設置してあることから、そこで努力していると、こういった逃げの理論を展開することはよくない。決して子育て支援をしてはいけないということではなく、条例を制定して、格好だけを整えること自体がよくない。		
議案第93号	津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の制定について	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、職務の級の区分に応じた「支給減額率」を乗じて得た額に相当する額を減じる条例の制定	長谷川幸子、藤本智子 和田甲子雄、豊田光治 岡村 武、渡辺晃一
	《反対討論 日本共産党津市議団》平成25年1月に全国知事会、全国市長会等地方6団体の連名で出された共同声明でも、国が地方公務員給与の削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわることであり、ましてや、地方交付税を一方向的に削減することは断じて行うべきものではない、としている。今回職員の給与を国の圧力で削減することは、地方公務員法に違反することであり、国のやり方を認めることになる。市長は国のやり方に憤りをおぼえ、また給与削減は地方経済に影響を及ぼすというのであれば、職員の身分を守るためにも、県内の主な都市も決断したように、また県都としても、給与削減はやめるべきであるとの立場から反対する。		
	《反対討論 岡村 武議員》職員の給料は、一般的に安い給料で何十年も辛抱してきて、積み上がった給料であり、こういった時にこそ、財政調整基金を取り崩して補てんするべきである。これを国から要請があったからといって、減額することは理不尽でならない。ただ、特別職は、改選等により就任し、長年にわたる積み重ねがないことから減額しても構わない。特別職は、勤労者、労働者という捉え方でなく、その役に就くことで相当の報酬を払うという理屈であるから、報酬はいくらでなくてはならないとの理屈は成り立たない。このような中で、なぜ市側の特別職だけが給与を削減して、議員の報酬は削減しないのか。本当に財源が苦しいのであれば、議員も定数削減を図ったり、給料も同等の率で減額し、痛みを分かち合うべきである。		
議案第94号	津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、常勤の監査委員の給料月額を支給に際し、給料月額の0.05に相当する額を減じた額から、さらに当該月額の0.05に相当する額を減じる特例を定めるための所要の改正	長谷川幸子、藤本智子 和田甲子雄、豊田光治 岡村 武
	《反対討論 日本共産党津市議団》特別職の給与削減は平成19年度から行っており、今回はそれに削減率を上乗せした上で、カットするとしている。特別職の給与削減は、個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるべきもので、国の不当な要求に屈するべきではない。現在も給与削減は行っており、これ以上削減することに反対する。		
	《反対討論 岡村 武議員》議案第93号と同じ理由で反対する。		
議案第95号	津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、市長及び副市長の給料月額を支給に際し、市長は給料月額の0.1に相当する額を減じた額から、さらに当該月額の0.1に相当する額を減じ、副市長は給料月額の0.07に相当する額を減じた額から、さらに当該月額の0.08に相当する額を減じる特例を定めるための所要の改正	長谷川幸子、藤本智子 和田甲子雄、豊田光治 岡村 武
	《反対討論 日本共産党津市議団》議案第94号と同じ理由で反対する。		
	《反対討論 岡村 武議員》議案第93号と同じ理由で反対する。		
議案第96号	津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正について	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、教育長の給料月額を支給に際し、給料月額0.05に相当する額を減じた額から、さらに当該月額の0.05に相当する額を減じる特例を定めるための所要の改正	長谷川幸子、藤本智子 和田甲子雄、豊田光治 岡村 武
	《反対討論 日本共産党津市議団》議案第94号と同じ理由で反対する。		
	《反対討論 岡村 武議員》議案第93号と同じ理由で反対する。		
議案第108号	財産の取得の変更について	平成24年6月27日に議決された、老人福祉センター、障がい者相談支援センター及び児童館として株式会社津センターパレスビルの一部を取得することについて、改修工事完了後に建物区分登記及び不動産鑑定を行い、床面積及び売買価格が確定したことによる、数量及び金額の変更	長谷川幸子、藤本智子 和田甲子雄、豊田光治 八太正年